

# 支部ニュース

2020年7月 No.560

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

## ●都知事選問題

※「市民と野党の共闘」の歴史的な前進の中で、都政の転換を実現しよう・・・黒岩哲彦 1

※「小池都政の実態と都政転換の方向」 永山利和先生ご講義・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

※2020年東京都知事選挙で宇都宮健児弁護士を全力で支援する決議・・・・・・・・・・・・ 4

## ●関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典への東京都の不当な要求

～東京弁護士会会長声明とこれからの取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 金 竜介 5

## ●中学校教科書採択問題に引き続き取り組みを・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 白根心平 6

## ●自衛隊問題

※自衛隊への情報提供問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 中川勝之 6

※航空自衛隊「ブルーインパルス」の飛行に抗議する声明・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

## ●羽田新ルート関連取消訴訟弁護団 提訴報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 鳥井伸仁 7

## ●今年のサマーセミナーの講師は山本太郎さんです！・・・・・・・・・・・・・・・・ 倉重 都 8

## ●新人紹介・・ 井橋 毅 9

## ●6月幹事会議事録・・ 10

# 都知事選問題

## 「市民と野党の共闘」の歴史的な前進の中で、 都政の転換を実現しよう

支部長 黒岩 哲彦

### 1 新自由主義との決別

自由法曹団は、（新）生存権裁判・年金裁判などの社会保障裁判闘争や生活保護打ち切り自殺事件の調査活動などの市民運動に参加して、社会保障の切り捨て・自己責任を強調する新自由主義と闘ってきました。

新型コロナ禍の中で、野党が新自由主義と決別することで広く一致したことは画期的なことです。旧民主党は「官から民へ」として新自由主義に親和的でしたが、立憲民主党は新自由主義との決別を明確にしました。枝野幸男立憲民主党代表は、2020年5月29日に「**支え合う社会へ ポストコロナ社会と政治のあり方『命と暮らしを守る政権構想』**」を発表しました。枝野構想は、「(1)「小さすぎる行政の脆弱さ」①危機にマンパワー不足、②司令塔が不明確、③迅速に情報集約・事務処理ができない、

(2) ポストコロナ社会の理念①支えあいの重要性、②自己責任論の限界、③再分配の必要性、(3) ポストコロナの社会・経済・政治の方向性①『支えあう社会』へ、②「未来志向の分散型経済」へ、③『信頼できる機能する政府』へ」としています。枝野構想は自由法曹団の主張と大きな方向では一致します。



宇都宮けんじさんは新生存権裁判や調査活動など貧困問題など新自由主義との闘いの先頭にたってきました。

### 2 市民と野党の共闘の画期的な前進

「呼びかけ人会議」は、浜矩子、五十嵐仁、永山和利の3氏の呼びかけに応じて参集された呼びかけ人が東京における市民と野党の共闘の実現と小池都政の転換を目的として立ちあげた組織です。私も運営委員会に参加をしました。新型コロナと緊急事態宣言の中で活動は困難を極めました。実に細やかな配慮と粘り強い野党各党への「市民と野党の実現」の要請を行ってきました。立憲民主党、日本共産党、社民党、新社会党、緑の党が宇都宮さんを支援し、国民民主党は自主投票で原口一博国対委員長は「宇都宮氏について、コロナ禍で最も困った方々により沿って活動をしている。目指す社会が一致して

いる。」「野党の同志の皆さんとの共闘も大事にすべきだ。」として街頭演説をされ、小沢一郎衆議院議員も街頭演説や宇都宮選対事務所に訪問され、渡辺浩一郎都連副会長（元・自由党都連会長）は「ひとりになっても宇都宮を応援する」と公言しています。

### 3 小池都政は財界と自民党政権に寄り添う新自由主義の本流

小池都政は都政をくらし、福祉、教育、雇用も含めて新自由主義を基調とした巨大開発の場にします。「Society 5.0」は科学技術基本法に基づき「第5期科学技術基本計画」が提唱した日本経団連など財界が重視する産業政策で、2019年6月21日の閣議決定「成長戦略実行計画」が成長戦略として位置付けています。AIによるサイバー空間とフィジカル空間の高度な融合（Society5.0）として、◇労働市場の再編、弱者排除、労働者のロボット化、◇「働き方としても、多様で柔軟な企業組織・文化を広げる」、◇キャッシュレス決済の推進、◇通貨と金融をめぐる監視社会といった国民にとっては地獄の社会です。

小池都政は2020年2月7日に『スマート東京実施戦略 東京版 Society 5.0の実現に向けて』を公表しました。5つの「スマート東京」先行実施エリアとして、●西新宿 ●南大沢、●都心部、●ベイエリア、●島しょ部の大型開発を強行しようとしています。◇Society 5.0に向けた教育「改革」である「TOKYO スマート・スクール・プロジェクト」で都立高校の再編・統合計画を強行しようとしています。

小池氏は6月12日の再出馬表明では、4年前に掲げた「東京大改革」をさらにバージョンアップさせた「東京大改革2.0」実現のため出馬を決意したと説明。待機児童数の減少や、無電柱化の加速などを1期目の実績にあげました。2期目の公約の柱の一つとして、国際金融都市として「稼ぐ」東京の実現を目指し、国際競争の中で成長戦略を進める考えを示しています。

### 4 コロナ被害を拡大した小池都政

小池氏は、2020年東京オリンピック開催を最優先し、感染対策の初動を誤り、3月以降の爆発的感染のひろがりをもたらしました。小池知事が爆発的感染に言及したのはオリンピックの開催がIOC会長と安倍首相の間で延期とされた翌日からで、3月21日に厚生労働省クラスター班からの感染者拡大の情報を伏せていました。PCR検査や発熱外来の抜本的な強化、本格的予算の提案などの対策はとられていません。国の緊急事態宣言後の業者などへの損失補償や営業補償を拒み、「協力金」に止めています。都立・公社病院の独法化を強行して、感染症を含む「不採算」部門を切り捨てようとしています。小池氏は5月27日の第二定例都議会の所信表明では、「コロナ対策は自助、共助、公助の証である」と述べ、「このウィルスの拡大の防ぐ手立ては、私たち自身の強い意志と行動のみ」などとして、PCR検査数の遅れや都立・公立病院の独法化には全く触れていません。

### 5 自由法曹団の固有の任務—法規対策・弾圧対策

「市民と野党の共闘」時代に、法規対策・弾圧対策について新しい発想が求められます。宇都宮選対と市民選対の法規対策と弾圧対策は自由法曹団の固有の役割です。

- ① 市民の選挙活動と政治活動への警察の不当な干渉との闘い
- ② ポスター破りなどの妨害活動には告訴・告発を行うこと
- ③ 公職選挙法のアドバイス

## 6 団は「市民と野党」の一翼を担い「市民・野党の共闘」で都政転換を実現しよう。

### (1) 「希望のまち東京をつくる弁護士会」の弁護士の共同

幅広い弁護士が賛同人になり、メッセージが寄せられています。

### (2) SNSの活用

### (3) 地域の市民選対に結集しよう

小選挙区ごとに市民選対がつくられて活動を展開しています。草の根の地上戦が、小池氏の「空中戦」を打ち破る力です。

### (4) 支持を訴えよう

依頼者や相談者、知人・友人、弁護団の弁護士などに支持を訴えましょう。

## 「小池都政の実態と都政転換の方向」 永山利和先生ご講義 ～幹事会学習会～

6月25日の支部幹事会では、元日本大学教授で「呼びかけ人会議」代表の永山利和先生から、「小池都政の実態と都政転換の方向」をテーマに講義をしていただきました。聴講者は、新型コロナの影響もあり、会場（東上野区民館）での聴講者は6名、ZOOMでの聴講者はのべ3人でした。

まず、東京は、立法・行政・司法という国の首都機能を擁し、全国および世界規模企業が本社組織を置き、政治と経済の中心地である。この点、他の地方自治



体と大きく異なり、これを「広義の東京」として意識することが大事だ。実際にも、たとえば、杉本達治福井県知事は、新聞のインタビュー記事の中で、「新型コロナ対策も、東京に合わせて経済を止め、検疫・医療のやり方も東京基準に合わせなくてはならない。東京への一極集中に合わせて地方の医療体制、さらに直下型地震対応等のリスクも地方が整備しなければならない。東京のリスクが日本全体のリスクだ」という趣旨の発言をし、首都への一極集中の弊害を指摘されていたようです。

その後、東京都の組織の解説がありました。都の組織は、知事部局が14局と4部及び消防庁、交通・水道・下水道の3公営企業、議会事務局を含む8つの行政委員会からなっていますが、さらにこの下に、監理団体がぶら下がっているとのことでした。たいへん巨大な組織です。本来ならば、これらの組織の詳細も都民に開示すべきですが、都民に見えないようになっています。その上、これらの団体のトップ等は、都の職員OBが数多く天下り先となっており、都の権力者が役員等に就いているということです。

次に、これら巨大組織の財政についてのお話がありました。都の財政は、一般会計・特別会計・公

営企業会計・その他各種監理団体への支出支援、の4つに分かれています。東京都の財産額は約34兆円程度と推定されているようです。だが、そのうち都議会で議論できるのは一般会計（約7兆円）だけで、特別会計（約6兆円）等は議会への報告にとどまるだけとのことでした。驚くのは、この一般会計と特別会計を合計した約13兆円以外の差額（30兆円以上）は、不透明だということです。都の財産の私物化がすすんでいるとのことでした。怒りを感じます。

今回の小池知事は、3月24日にオリパラの延期が決定した瞬間、急激に新型コロナの対策にでてきたのは、誰の目にも明らかです。小池知事が、都知事選も含めた自身の政治利用のためだけにオリパラ開催を利用し、石原慎太郎元知事のやり方をそのまま引き継いで、都民ファーストどころか都民ラストであることは間違いなく改めてよくわかりました。

他方、東京都の職員は17万人程度いて、彼らは小池知事に投票する可能性があります。しかし、この路線を今変えていかないと、ますます都民ラストがすすんでいくことがよくわかりました。

## 2020年東京都知事選挙で宇都宮健児弁護士を 全力で支援する決議

(部内資料)

2020年7月5日に投票が行われる東京都知事選挙に宇都宮健児弁護士が出馬する。

宇都宮弁護士は、多重債務、消費者金融問題等の分野を被害者救済の立場から長年取り組み、2007年10月1日に結成された反貧困ネットワークの代表世話人を務めている。リーマンショック後の2008年末から2009年始にかけて開催された年越し派遣村の名誉村長も務め、2010年4月から2年間、日本弁護士連合会（日弁連）の会長も務めた。支部団員による様々な弁護団や諸活動の一員としても、先頭に立って活躍してきた。2012年には初めて都知事選挙に挑戦し、2014年の二度目の都知事選挙では得票数も得票率も伸ばした。今回の都知事選挙は三度目の挑戦となる。

都政では13年半に及ぶ石原都知事の後、猪瀬都知事が徳洲会からの政治資金提供問題で辞任し、次いで舛添都知事も自らの政治資金の私的流用問題等で辞任して、小池都知事が誕生した。求められる都政は、政府与党と一体となった長きにわたる財界奉仕・大開発優先、福祉切り捨てからの転換であったが、それはなされなかった。保育等若干の分野での改善は都民からの強い要求で実現されたに過ぎない。オリンピックの見直し、築地市場の存続等、都知事選挙にあたって掲げた公約は投げ捨てられた。従前の都知事にも見られない差別的・排外的な動きも強めている。新型コロナウイルス感染症の問題ではオリンピック開催を見据えて対応を怠り、適切かつ迅速な対応をしなかった。今もその反省なく「拡大を防ぐ手立ては、私たち自身の強い意思と行動のみ」と自己責任論を振りまいている。

このような状況のもとで、平和を守り、都民の一人一人の声に耳を傾け、その声を活かす心優しく、しかし、力強い政治家の誕生が求められている。宇都宮弁護士の東京都知事選挙の勝利は、都民の命と暮らしを守る都政への転換となることはもちろん、安倍9条改憲を阻止して国政を転換し、日本の平和と民主主義を発展させる上で大きな力となる。

宇都宮弁護士は、5月27日の決意表明として、今回の都知事選は都民の生存権がかかった選挙として、「都民一人ひとりの雇用を守る、営業を守る、住まいを守る、生活を守る、命をまもる。」を掲げた。そして、緊急の3課題として、①新型コロナウイルス感染症から都民の命を守る医療体制の充実と自粛・休業要請等に対する補償の徹底、②都立・公社病院の独立行政法人化の中止、これまで以上の充実強化、③カジノ誘致計画中止をあげるほか、多数の課題を挙げている。これらの課題の実現は新型コロナウイ

ルス感染症から露になった新自由主義的傾向を強める都政の問題点を改め、抜本的に転換していくものである。幅広い都民から支持が得られるもので、「オール東京」の候補者である宇都宮弁護士が都知事となるほかない。

以上の理由から、自由法曹団東京支部は、市民と野党の共闘の力で2020年の東京都知事選挙において宇都宮健児弁護士を当選させるべく全力で支援する決意を表明する。

2020年6月10日

自由法曹団東京支部幹事会

## 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典 への東京都の不当な要求 ～東京弁護士会会長声明とこれからの取り組み

台東協同法律事務所 金 竜介

都立横網町公園内に設置された関東大震災朝鮮人犠牲者追悼碑の前で毎年開催されている追悼式典に対し、東京都が不当な許可条件を提案していることについては、追悼式典実行委員長の宮川泰彦さんが東京支部ニュースで報告している(6月号『集会の自由を守ろう』『行政の公正・中立とは?』)。

本稿では、東京弁護士会の会長声明などについて書くこととする。

### 1 東京弁護士会の会長声明

「9. 1 関東大震災朝鮮人犠牲者追悼式典のための公園占用許可につき不当な誓約書の提出を条件とすることの撤回を求める会長声明(6月22日)」は、「集会の自由は、民主政の過程を支える憲法上優越的な人権として尊重されるべきもの」、「妨害者の存在を理由として、被妨害者の不利益を帰結するような取扱いはなされるべきではない」と明確に述べ、「占用許可にあたって、従来どおり、上記内容の誓約書の提出を条件としないことを強く求める」と都に要求している。

この類の声明を弁護士会が発出すると、「反日」「売国奴」という匿名での攻撃が弁護士会に多くされるという。そうした卑劣な嫌がらせが過去に繰り返されたにも関わらず東京弁護士会が毅然として声明を出したことに心から敬意を表する。この声明に対しては、澤藤統一郎さんが自身のブログで「東京弁護士会が素晴らしい会長声明を発表した。私は、東京弁護士会会員であることを誇りに思う。」と高く評価してくれた(澤藤統一郎の憲法日記 2020年6月24日)。

東京支部の自由法曹団員には、この声明の原文をぜひお読みいただき、広めてもらいたい。

### 2 問われるべきは小池都知事の責任

都がこの誓約書の提出を追悼式典実行委員会に要求するのは、公園の敷地内で朝鮮人虐殺の事実を否定する団体が、「歴史捏造」、「不逞鮮人」などのことばを用いて妨害行為を行い、混乱を生じさせたことをも理由とする。

この式典には、美濃部都知事以来、歴代の都知事(石原都知事も含む)が追悼文を送付していたが、2017年以降、小池都知事が追悼文の送付を取りやめた。小池氏は、慰霊堂での法要で関東大震災の犠牲者への追悼を行っているので重ねてこの追悼式典に文書を送る必要がないとの説明をしている。し

かし、小池氏は、追悼碑にある犠牲者数などについてはさまざまな意見があると議会で述べ、明白な虐殺についても諸説あるかのような極めて消極的な姿勢を示している。関東大震災の朝鮮人虐殺が事実であることは明白であるにもかかわらず、「虐殺否定論」に利する態度を示し、追悼式典を妨害する団体を支えるかのような都知事の責任は厳しく追及されるべきである。

### 3 自由法曹団東京支部の取り組み

関東大震災の教訓から1973年に建立された「朝鮮人犠牲者追悼碑」は、日朝協会の呼び掛けで実行委員会が作られ、宗教者や文化人のほか東京都議会の自民党から共産党まですべての会派の幹事が名を連ねたものであった。

東京都の不当な誓約書要求を撤回させて、追悼式典を支障なく開催できるようにすることは当然である。しかし、追悼式典への妨害が懸念される状況は変わらない。

東京都に対しては不当な条件を撤回させるとともにこの追悼式を卑劣な妨害から守り、虐殺犠牲者に対する追悼が平穩に行えるための取り組みを自由法曹団東京支部も行いたい。

## 中学校教科書採択問題に引き続き取り組みを

事務局次長 白根 心平

本ニュースが届くころには、教科書展示会が終了している自治体もありますが、要請、傍聴等、採択問題への取り組みは続きます。団本部教育問題委員会が作成した育鵬社版公民教科書の問題点を分析した意見書（団HPにアップされています）を入手したり、教科書ネットの資料を購入したりして学習すれば、取り組みに力が入るでしょう。地域の諸団体と連携して会や団体を通じて取り組んでいると思いますが、注意すべき自治体等ありましたら、個別にご連絡下さい。

## 自衛隊問題

### 自衛隊への情報提供問題

事務局長 中川 勝之

昨年秋から各事務所に依頼して集めていただいた自衛隊への情報提供問題についてのアンケートは、22区、24市町村の46自治体から実質回答を得られました（回収率74.2%）。ありがとうございました。現在結果と意見を取りまとめているのですが、結果一覧を見て検討を希望する団員は、執行部までご連絡下されば提供します。

### 航空自衛隊「ブルーインパルス」の飛行に抗議する声明

2020年5月29日、午後0時40分頃から約20分間、6機編隊のブルーインパルスは、文京、江東、港、世田谷区などを中心に千葉、神奈川県境付近までを八の字を描くように飛行した。飛行は、新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療従事者らに謝意を示すのが目的とされているが、以下の

とおり、実際に直面している課題から目を背ける不要不急の実演であった。

ブルーインパルスは、2000年7月4日の宮城県牡鹿町で発生した墜落事故をはじめ、過去にも複数回の墜落事故や重大インシデントを生じさせてきた。この事実は、密集して飛行する編隊飛行がいかに危険であるかということを示している。墜落を含む重大事故について、具体的な安全対策を明らかにしないまま東京都心部を含む住宅密集地の上空で編隊飛行を行うことは大きな危険性を含んでいる。

現在、東京都内や北九州市での新規感染者の拡大に見られるように、新型コロナウイルスによる市中感染は続いており、「第2波」への着実な備えが求められている状況である。医療体制を抜本的に強化し、受動的検査から積極的検査への政策転換が必要である。

医療機関の経営状況も危機的である。多くの診療所が収入減を訴えており、病院・診療所の経営難による医療崩壊を起こしてはならない。

現在、医療機関・医療従事者に対して求められているのは、医療機関・検査体制強化のための抜本的かつ継続的な財政支援であり、人々の生命・身体や財産を危険にさらす編隊飛行でしかないことは明らかである。

自由法曹団東京支部は、航空自衛隊「ブルーインパルス」による不要不急の実演飛行に抗議するとともに、東京都内はもちろん、他の地域においても同様の実演飛行を二度としないことを強く求める。

2020年6月9日

自由法曹団東京支部

支部長 黒岩哲彦

## 羽田新ルート関連取消訴訟弁護団 提訴報告

弁護士法人響 島井 伸仁

### 第1 羽田新ルート

これまで、羽田空港では、海側からの離着陸しか認められていませんでした。しかし、国は、東京オリンピックの開催や首都圏カジノ誘致の思惑から、場当たりに羽田への離発着誘致を進め、都心上空や川崎石油コンビナート地域上空を飛行ルートとする羽田新ルートを設定し、2020年3月29日より、実際に定期便が飛行するようになりました。

もともと、羽田新ルートによる増便は、同空港全体の離着陸数の約2.46パーセントである、1.1万回でしかありません。このようなごく少数の増便に過ぎない一方で、航空機が羽田新ルートを飛行することにより、地域住民及び労働者には、生命・身体・財産に対し深刻な被害が生じる危険性があり、騒音や排気ガスといった甚大な環境被害が生じることとなります。

### 第2 原告及び弁護団メンバー

原告は、神奈川県川崎市あるいは東京23区に自宅を構えそこに居住する方々、29名です。

弁護団は（以下50音順、敬称略）、弁護士法人響・井上智貴、東京南部法律事務所・佐藤誠一、



同事務所・坪田優、五反田法律事務所・鳥海準、たんぼぼ法律事務所・弓仲忠昭、私の6名です。

### 第3 提訴

我々は、2020年6月12日、東京地裁へ羽田新ルート of 飛行をやめさせるべく、行政処分 of 取消訴訟を提訴致しました。取消対象としては、①川崎石油コンビナート地域上空の飛行制限の取り扱いを廃止した、東京航空局長が発令した2019年12月16日付の通知、②川崎コンビナート上空を飛行する進入飛行ルート（離陸路）及び、都心上空を飛行する進入飛行ルート（着陸路）の国交大臣による定めです。

違法事由としては、以下の主張をしていきます。

- ① 離発着の1.1万回の増便は、真に羽田新ルート of 設定でしか対応できないのかーその他空港での吸収可能性や航空管制による調整可能性
- ② 離陸に伴う航空機の墜落の危険（バードストライク）と川崎石油コンビナート事故による甚大な被害の可能性
- ③ 都心上空を飛行する際の落下物の発生と生命、身体、財産の危険
- ④ 離発着に伴う騒音による各種の生活被害
- ⑤ 離発着に伴う膨大な排気ガスの発生に伴う健康被害

提訴当日は、午後3時に東京地裁正面玄関の歩道に集まり、原告及びサポーターらと提訴行動を行いました。その後、午後5時から、国交省記者クラブに移動し、記者会見を実施しました。記者会見では、鳥海先生から訴状の内容について説明するとともに、複数の原告からそれぞれの思いを語っていただきました。幸い、報道各社は、本提訴を好意的に報道し、原告の代弁をしてくれました。

### 第4 今後の展望

提訴前、原告と弁護団との間では、本件のように国の基盤的政策の変更を求めるような請求が裁判で認められる可能性は低く、裁判と市民運動を連動させていく必要があるとのコンセンサスを醸成することができていました。そのため、我々は、訴訟を通じて、市民間の連携を強化し、社会の耳目を集め、最終的には市民運動の結晶として羽田新ルート of 廃止が実現されることを目標として活動しています。

今後は、本件訴訟に力を尽くすことはもちろんのこと、原告の輪を拡げ、別訴で民事による飛行差止訴訟も提起する予定です。

**今年のサマーセミナーの講師は山本太郎さんです！**

事務局次長 倉重 都

山本太郎さんといっても、都知事に立候補している山本太郎氏ではありません。

社会と感染症についての研究者で、新型コロナウイルスへの対策が叫ばれている現在、メディアにひっぱりだこになっている、長崎大学熱帯医学研究所教授の山本太郎さんです。

山本太郎さんは、「ウィルスが人間社会に入ってくる」のではなく、「経済優先主義の現在の社会のシ

システムが、ウィルスを引き張り込んでいる」ということを根拠をもって示されています。その上で、ウィルスは敵ではなく、むしろ積極的に仲良くする相手であり、そのためには、今の社会の在り方を根本から変える必要があるとおっしゃっています。

今回のサマーセミナーで、このような山本太郎さんの研究とビジョンをじっくり伺って、たくさんの意見交換をしたいですね。若手団員向け企画としても、諸活動と経営に大活躍している東京南部法律事務所の黒澤有紀子団員からお話を聞く機会を設ける予定です。

会場で直接に参加できない方も、今年は、リアルタイムでWEB配信もしますから、事務所やご自宅で、あるいは、電車で移動中でも、あるいは、お子さんの世話をしながらでも、洗濯物を畳みながらでも、ぜひご参加ください！

#### 記

全日程：8月21日（金）13時～22日（土）12時

21日：13時～16時山本先生講演・質疑応答、16時～17時半 黒澤団員講演他

24日：9時～12時企画準備中

場 所：箱根湯本ホテル

## 新人紹介

### 三多摩法律事務所 井橋 毅

#### 1 弁護士になった経緯・理由

私は、はじめは弁護士志望ではありませんでした。私が、「法曹」という職種に興味をもったきっかけは、中学生の頃に見た、ドラマ「HERO」でした。単純に主人公がかっこよかったということもありましたが、主人公が、事件の大きい小さいを区別せず、法律を使って目の前の事件1件1件に向き合う姿に惹かれたのです。このようなきっかけがあったことから、私は、中学生の頃に、検察官を志すようになっていました。

その後、法学部や法科大学院で、様々な法律やそれに関連する分野を学び、知るうちに、私の志望は弁護士へと変化していきました。主な理由は2つです。

1つ目は、刑事事件だけでなく、他の事件も扱ってみたいと思ったことです。様々な法律を学ぶにつれ、その面白さ、奥深さを感じるようになっていき、特に、労働事件を扱ってみたいと思うようになりました。当たり前ですが、検察官は、基本的に刑事事件しか扱わないため、様々な事件を扱うことができませんが、弁護士であれば、労働事件、刑事事件を含め、様々な事件を扱うことができます。

2つ目は、目の前の困っている人を助けたいと思ったことです。様々な法律やそれに関連する分野を学ぶにつれ、法律制定の背景にある困窮者の存在や、様々な事情で困っている人がいる実情を知り、このような人々を、法律を使って助けたいと思うようになりました。確かに、検察官は、被害者救済等のために活動はできるかもしれませんが、活動の範囲は限られてしまいますし、被害者との距離は近くなく、その職務は、被害者救済が主な目的ではありません。一方、弁護士であれば、困っている人と直接向き合って、その人を助けるために幅広く活動することができます。

このような理由があったため、法科大学院を出るころには、完全に弁護士志望になっていました。そして、弁護士になった現在、私は、扱ってみたい労働事件はもちろん、一般民事、刑事事件、

行政事件、家事事件等、様々な事件を扱うことができています。また、困っている依頼者のために、働くことができており、事件の中には、すでに解決に至って、依頼者を助けることができたものもあり、仕事のやりがいを感じています。

これからも、弁護士を志した理由をいつまでも忘れることなく持ち続けながら、職務を全うしていきたいと思います。

## 2 自由法曹団に入った理由

すでに述べましたとおり、私は、困っている人々を助けたいという思いから、弁護士になりました。事件の中には、弁護団を作ったり、様々な団体の協力を得たりしなければたかうことが困難な事件もありますが、これまで、自由法曹団の団員の先生方は、このような困難な事件に立ち向かい、団員をはじめとする多くの人々と団結し、多くの困っている人々を助けてきました。そこで、私も、自由法曹団の団員となって、団結して困難な事件に立ち向かい、困っている人々を助けたいと思い、自由法曹団に入ることを決意しました。

これから、同じ事務所や弁護団に所属している先生方をはじめとする団員の先生方のように、人々の権利救済に向けて尽力していきたいと思っております。

# 6月幹事会議事録

3時30分から永山利和さん（市民と野党の共闘の実現で都政の転換をめざす呼びかけ人会議）の学習会です。

## 【議題】

### 1 都知事選関連

- (1) 団支部の法規対策・弾圧対策
- (2) 希望のまち東京をつくる弁護士の会
- (3) 市民と野党の共闘の実現で都政の転換をめざす呼びかけ人会議
- (4) 革新都政をつくる会
- (5) その他関連事項

### 2 羽田飛行場新ルート問題（佐藤誠一弁護士）

6月12日に提訴した  
着陸時の問題（角度など）と離陸時の問題（石油コンビナートの上を通る）  
弁護団は6名、もっと原告と代理人を増やしていきたい

### 3 関東大震災朝鮮人虐殺追悼式典問題（金竜介弁護士）

東京都は、誓約書を強要していない、と主張を変えている。東京都は申請を受理しながらない。7月10日実行委員会。東京弁護士会が声明を出した。

### 4 教科書問題

- (1) 「中学校教科書採択意見書と中学校新教科書を読む」

### 5 自衛官募集問題

- (1) 「自衛官募集事務に係る対象者情報の提供等に関する意見書」  
サマーセミナーに完成稿を出す

- 6 桜を見る会告発団
- 7 8月サマーセミナー

熱海のリゾートピアを確保しているが（7月第1週に花火大会の中止が決まればここにする。部屋はシングル）、箱根もあり得る。

ZOOMはやるが、参加費はとらない。

黒澤先生の企画は1日目の夕方。

山本先生にどのようなテーマで話してもらうかを議論する。

2日目にジェンダーの問題を取り扱う（倉重先生）。

- 8 その他

- (1) 憲法
- (2) 労働

- 9 支部運営

- (1) 団支部MLへの参加

参加者を増やしていきたい。メーリスの名前をもっとわかりやすくする

- (2) 団支部の幹事へのML検討

幹事に提案する。

- (3) 未納会費

全国弁護士グループの先生と職員のごさまをお守りします！

**全国弁護士グループ「弁護士休業サポートプラン」**  
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

**主な特長（2つの制度共通）**

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

**【①】所得補償保険**

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の処方に基づき自治体療養対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。 ※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の診断基準が通知定済びによる就業不能も補償**します。

**<月給保険料表>**

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、補償期間1年、保険期間1年、補償額30万円補償特約セット、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

**【②】団体長期障害所得補償保険 (GLTD)**

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の処方に基づき自治療養対象
- 所定の診断基準が通知定済び就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないうよう**物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

**<月給保険料表>** 団体割引25%、保険期間1年、補償額30万円補償特約セット、対象期間70歳まで、保険料単位：円（保険金額10万円あたり）

支払対象外期間	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満年齢				
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

※本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

**<取調代店>**  
**株式会社 宏栄**

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 御本ビル3F  
 TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)  
 (受付時間: 平日の午前9時30分から午後5時まで)

**<引受保険会社>**

**損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務員共済 第一課**  
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1  
 TEL: 03-3349-6401 FAX: 03-6388-0160  
 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

(2018-08887, 平成30年11月6日)